

6月16日（月曜日）午前9時30分開議

議 事 日 程 （ 第 3 日 ）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員 （9名）

1 番	古 野 裕美子	2 番	朝 日 智 哉
3 番	河 村 正 通	4 番	石 井 伸 弘
6 番	杉 本 真由美	7 番	安 藤 哲 雄
8 番	鈴 木 浩 之	9 番	安 藤 浩 孝
10番	井 野 勝 已		

欠席議員 （なし）

欠 員 （5 番）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
教 育 次 長	山 路 康 代	総務危機管理課長	山 田 潤
政策財政課長	浅 野 浩 一	税 務 課 長	木野村 英 俊
住民保険課長	郷 展 子	福祉子ども課長	衣 斐 武 宜
健康推進課長	横 田 紀 彦	都市環境課長	宮 崎 資 啓
上下水道課長	木野村 和 明	教育総務課長	北 中 龍 一
会 計 室 長	高 崎 健 一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱 口 晴 美	議 会 書 記	平 工 峻 也
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

本日も全員出席をいただきまして、御苦労さんでございます。

ただいまから令和7年第2回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番 古野裕美子君及び
2番 朝日智哉君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（井野勝巳君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、古野裕美子君。

○1番（古野裕美子君） おはようございます。

では、議長のお許しをいただきましたので、2点質問させていただきます。

まずは教員の働き方改革について、質問いたします。

最近、お話を聞かせていただく機会があったので、学校の先生によると、何人かの先生は週に何度か夜の9時過ぎまで学校に残って仕事をしているとのことでした。こうした教員の長時間労働は、先生個人の心身の健康の問題に加え、授業準備、行事の準備、書類作成、保護者対応など多くの事務を抱える中で、子供一人一人と丁寧に向き合う時間が不足するという連鎖につながる深刻な問題となり得ます。

学校とは、子供が安心して学び成長していくための場であり、そのためには教員と子供の十分なコミュニケーションに基づく信頼関係が欠かせません。子供たちにとって、先生との関わりには、学力だけでなく心の発達や社会の形成にも大きな影響を与えます。だからこそ、教員が子供とじっくりと向き合う時間を確保することは教育の質を高める上で非常に重要ではないでしょうか。

そのために、学校内の教員の事務仕事を見直す仕組みづくりに加え、地域や保護者との連携によって負担を軽減し支えていく必要があります。現在も、国や自治体で様々な働き方改革が進められていますが、現場の声を基に、より実践的かつ地域に根差した取組が求められています。

そこで、具体的な改善策を提案いたします。

1つ目は、保護者や地域と連携し、新たな仕組みにより教員の指導の負担を軽減することです。

例えば、地域の学習ボランティアによる放課後の子供の学習を支援する体制を整えたり、日々

の宿題の内容とチェックを家庭と共有し、子供に合った学びを保護者と共に見守る環境をつくることや、タブレットをより効率よく活用した宿題、学習の推進です。これらの工夫により、教員の確認業務を一部家庭で担いながら、子供にとっても学びが身近なものになると思います。

2つ目は、紙媒体でのお便りや連絡帳の作成、配付、回収チェックをデジタル化することです。これらのアナログ作業は非常に多くの時間を要する業務です。また、デジタル化することのメリットは、効率化だけでなく保護者との連絡の確実性を高めます。

現在、学校からの連絡事項もすぐるによって配信されているものもあれば、依然として紙での配付もあります。これらを全てPDF化し、すぐる配信にしたり、行事の案内や出欠の確認もオンラインで完結できる仕組みの導入をしたり、保護者のやり取りもデジタルに切り替え、時間外対応を防ぐルールを設けることにより教員の作業時間を短縮し、保護者にとっても見通しのある情報共有が可能になると思います。

3つ目は、教員にとって負担の大きい業務の一つである学校行事の準備や運営を、地域や保護者と連携した体制を整えることにより分担することです。

代表的な例として、運動会の準備にもっと保護者ボランティアや地域ボランティアが参加できる仕組みをつくり、地域と共に行事をつくることで子供にとっても学びとつながりの場となり、行事の本質を大切にしつつ持続可能な形へと再構築することが可能だと考えます。

そこで、2点伺います。

1つ目、教員の事務作業を削減、効率化するために、現在どのような取組を行っていますか。

2つ目、学校行事の見直しや簡素化について、どのように検討されていますでしょうか。以上、お願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 山路教育次長。

○教育次長（山路康代君） 教員の働き方改革についてお答えします。

現在、学校においては全国的に教員の時間外勤務の多さが課題となり、働き方改革が求められています。質の高い教育を行うためには、教員が心身ともに健康な状態で子供と向き合うことが極めて大切だと考えています。

そこで、1点目の教員の事務作業を削減、効率化するために、現在どのような取組を行っているのかについてお答えします。

北方町では、全国に先駆けて平成29年度から業務支援アシスタントを校内に配置しており、配付物の仕分や印刷などの事務的な業務をサポートして時間外勤務の削減に取り組んでいます。さらに、令和6年度から、副校長・教頭業務支援員の配置による管理職支援や、不登校対応学習指導員の配置による児童・生徒支援により教員の負担のさらなる軽減に努めています。

また、県からは、基本となる定数に加えて教頭、副校長、事務職員の加配と、教科指導や適応支援などの加配を要望どおり配置していただいております。また、町費でもスクールハートサポーターや特別支援アシスタントなど様々な支援員を配置しており、県費負担と町費負担を合わせると町内2校で70名もの加配教職員を配置しており、教員が子

供と向き合う時間の確保に努めているところです。これらの取組により教員の事務負担は減少しており、ここ数年間で時間外勤務時間の平均時間は30%以上減少して改善されつつあります。

校務の効率化については、県が進める小・中学校統合型校務支援システムの活用を進めており、本年度、本町でもそのための予算を計上し教職員業務改善をより進めているところです。

学校内の会議についても、参集型の会議を精選し、打合せや連絡はコミュニケーションサービスのアプリを活用してモバイル端末等で行うなど、時間を削減しています。また、会議資料や教材をデジタル化し、誰もがいつでも活用できるようにするなど、授業以外の業務の軽減を図っています。

議員に御提案いただいている家庭との連携を密にして宿題などの見届けを分担したり、情報共有の仕方をデジタル化したりすることについては、今後、学校や保護者で方法や成果を検討しながら進めてまいります。

2点目の学校行事の見直しや簡素化について、どのように検討されているかについてお答えします。

行事については、終了時に職員アンケートを取り、狙いに立ち返って簡素化についても検討しています。年度末には、児童生徒、保護者、職員のアンケートを基に、行事を含む全教育活動について改善策を考案し、翌年度に向けよりよいものにする仕組みとなっています。

北方町は「たくましい北方の子」の育成を目指し、主体的であることを大事にしています。行事も教員が多くのかけて準備しやらせるものではなく、子供が願いを持ち主体的に取り組むものにしていくことこそが目指す姿です。それには教員の意識改革も必要です。学校の活動や行事は必要なものばかりですが、子供が主体的に動き、子供が充実できること、子供の思い出になることに重点を置いて精選し、今後もより工夫していきたいと考えます。

議員の提案にありますように、今後、保護者や地域と分担して準備する仕組みについても検討していきたいと思います。

最後に、教員の働き方改革については、議員のお考えのとおり教員が子供とじっくりと向き合う時間を確保することが真の目的です。

したがって、明日の授業のためにこれだけはっておきたいという教員の思いを達成できることや、教員の指導力が向上することも大切にしています。教員が不安を抱えていると、ゆとりを持って子供と接することができないからです。21時過ぎまで残って仕事をしているという御心配がありました。強制的に残らされている人はおりません。子供と向き合うために、明日の準備ができる環境提供も支援の一つだと捉えています。そうした教材研究を行う時間を放課後に行うことができるためにも、さきに述べたような事務の削減、行事の精選等に引き続き取り組んでまいります。

○議長（井野勝巳君） 古野君。

○1番（古野裕美子君） 先生たちの子供たちに対する熱い思いを改めて感じる事ができ、日々教材研究や子供たちのためにという思いがすごく伝わってくる中で、先生たちや子供たちにとっ

でもそのコミュニケーションの時間をいかに多く取るべきかということを考えてこの質問をさせていただきました。学校教育は教員だけで成り立つものではありません。保護者や地域の力を借りることで子供たちにとってより豊かな学びの場をつくることができます。教員の負担を軽減し、子供たちとしっかり向き合える時間を確保するために、今こそ地域ぐるみで学校を支える体制づくりが必要だと思います。

このようないろんな取組を通じて、未来を担う子供たちのためによりよい教育、教員環境の実現を目指して新たな仕組みづくりを願いたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2点目に移ります。

子供の安全な下校のための対策について、伺います。

現在、学校では熱中症対策として、登校時の日傘、帽子の着用、水筒の持参、冷却グッズの使用を子供に認めています。これらの対策はとても大切で、効果があり、多くの家庭で登校時、親に促されることで準備できますが、下校時の暑さへの注意や備えは子供個人の判断に委ねられており、子供によって十分でない場合があります。また、朝の始業を目的とする登校時間に対し、自分のペースで帰れる下校時間は長くなりがちで、1人下校のケースもある北方町においては、暑さ対策を子供だけに任せるのはリスクとなり得ます。

実際に、冷却グッズはとうに常温に戻り効果がなくなっていて、水筒の中身は下校時に空っぽのまま帰宅している子供も多くいます。昨今の夏の暑さを思い出してみてください。連日の真夏日で、ちょっと外に出るだけでうだるような暑さだったことを覚えてる方もいらっしゃると思います。そんな苛酷な下校環境において、日影もなく飲物も冷却グッズもなしで、最長、学校から40分ほど近く1人で歩いて帰る子供もいるのです。こうした現実を踏まえ、子供たちが安全に自宅まで帰るために、以下のような新たな対策を3点提案したいと思います。

1つ目、子供が水筒の中身を下校前に補充するように、学校全体でのルール化と声かけの仕組みを整理します。水筒を満たして下校する習慣を身につけられるよう指導を強めることです。

2点目、子供の下校時刻に合わせて、家の前や通学路に打ち水をしていただける地域の方を募集します。打ち水によって体感温度が下がるだけでなく、地域の人の見守りも兼ねる形になります。協力は、できる日、時間だけでオーケーとし、負担を感じずに参加できる工夫を盛り込むことが重要だと思います。

3点目、地域の御家庭や施設、企業に協力をいただき、日影や玄関先などで一時的に涼める場所を涼みポイントとして設置することです。その際は、子ども110番の看板のような登録制にして、目印となるものを配付して協力者の所在と身元を明確化にすることや、利用ルール、例えば、勝手に入らない、ものに触らない、長居しないなどと子供と保護者にも周知すること、そして学校やPTAによる簡単な覚書や地域ボランティア保険の活用などで責任範囲の明確化をすることを行ったりといった、無理なく安全に運営できるよう体制を整えます。

以上3点につき、子供の登下校時における安心・安全を守るための町全体で取り組む課題として支援をお願いしたいと思いますが、現状の考えをお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 北中総務課長。

○教育総務課長（北中龍一君） 子供の安全な下校のための対策に関する御質問について、お答えをいたします。

1 点目、下校時の給水指導の徹底についてです。

昨年6月議会での杉本議員への答弁時点から特に変更がないため、繰り返しの内容にはなりますが、通学時における熱中症対策グッズの使用推奨のほか、下校前のショートホームルームなどにおいて適切な水分補給について適宜指導をしているところでございます。下校時間に熱中症警戒情報が発表されている場合には学校に待機することとし、警戒数値が下がり始める最終下校時までには安全に帰宅できるよう対応をしております。

これらの対策につきましては、保護者にも周知して、学校と家庭とで共通理解を図っているところでございます。下校時に水筒の水を補充することや日影で休むことなど、学校としての指導は尽くしておりますので、各御家庭でもしっかりと子供たちに御指導いただき、環境の変化に順応する生き抜く知恵を身につけていただくことを期待しています。

2 点目、地域住民による打ち水協力をお願いについてでございます。

少し時間を遡りますが、東京オリンピック・パラリンピックの開催に当たり、東京都が暑さ対策として都内各所で打ち水を繰り広げるイベント「打ち水日和」を実施した例がございました。また、打ち水大作戦本部が主催する全国的な取組「打ち水大作戦」では、気温25度を超えたら打ち水をする 것을推奨しており、ヒートアイランド対策や節電対策にも効果があると提唱しております。打ち水に効果的な時間は朝と夕方ということで、ちょうど子供たちの登下校の時間にもマッチをしています。

交通安全対策協議会がつくる通学路は大きな通りを指定しているため、場所によっては民家が少なく、商業施設だったり農地だったりするところもありますし、通学路以外の路地でも対策が望まれるところは論をまたないところでございます。そのため、全町的な取組として進めていくことが望ましいと考えます。教育委員会単独ではなく、都市環境課とも協議、連携しながら事業について研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

3 点目、涼みポイントの設置と協力についてです。

大変具体的な事業の提案をいただきありがとうございます。例に挙げられましたので、子ども110番の家の実情に少し触れますと、個人の登録者は年々減少しており、158件中45件と、既に3分の1を下回っております。昼間人口が夜間人口を下回る当町では、昼間留守にされる家庭が多く、このことは保育園、こども園や放課後児童クラブの利用者数が多いことから証明されていると言えます。

また、あらかじめルールを設け事業の意義を御理解いただいて協力者を募ったとしても、実際の運用となったときに面識のない子供たちが敷地内に入ってくるということに少なからず抵抗感があるのではないかと考えます。したがって、登録者を募っても賛同される方はそれほど期待できないのではないかと考えます。

別の事業にはなりますが、熱中症特別警戒アラートが発表されたときのクーリングシェルターとして、現在、北方町では5つの公共施設を指定しています。これらの施設は、開館していればアラート発表の有無に関わらず気軽に立ち寄れて涼を取れる施設として活用できるものばかりでございます。

周辺市町では、公共施設のほかに民間事業者と協定し、その事業所を指定しているところもあります。今後、当町でも民間事業所の指定がなされれば、適時適切に周知し、熱中症対策の活用に努めていきたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 古野君。

○1番（古野裕美子君） ありがとうございます。

熱中症は命に関わる問題です。先日、私も下校時に子供たちと一緒に歩いてみました。芝原方面に向かったんですけれども、同じように私もリュックを背負って背中に担ぎながら歩いてみましたが、子供たちは上手に休憩を取りながら日影に座って楽しく歩いていました。私は5月だったので、まだ涼しい時間帯ではあったんですが、これからまたもっと酷になってくると思いますので、こうした暑さから子供を守るためには学校だけでは限界があると思います。だからこそ地域と学校、家庭が連携した町ぐるみの暑さ対策を今こそ始めるべきだと思っています。多くの人の目で見守り、地域や保護者、学校との密な連携を取ることを望んでいます。

行政には、こうした取組の制度面や方法面での後押しをぜひお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（井野勝巳君） 次に、石井伸弘君。

○4番（石井伸弘君） それでは、私からの一般質問をさせていただきたいと思います。

1つ目の質問につきましては、家庭、果樹園から出る選定枝の回収についてお伺いしたいと思います。

近所でお住まいの方から、庭木の剪定枝のごみ処理について、何とかならないかといった御相談を受けました。また、同じく近所で柿畑をやっている方からも、宅地化が進んで野焼きもできず、選定枝の処理が大変といった御相談を受けることがありました。

北方町では、薪ストーブを所有している方もちらほらといるため、うまくニーズとマッチすることができれば選定枝も立派なバイオマス資源となりますが、多くは可燃ごみとして苦勞して皆さん袋に詰めてごみ回収日に出されているようです。

令和5年度の主要施策報告書によれば、北方町の年間の可燃ごみ収集、焼却に要した費用はおよそ1億8,000万円、可燃ごみの投入量は4,461トンでしたので1キログラム当たり41円程度の費用がかかっています。

お隣の瑞穂市では、選定枝の受入れをリサイクルセンターである美来の森で行っています。10キログラム100円の処分費用を市民から徴収し、年間約220トンの選定枝を回収しています。集められた選定枝は海津市にあるチップ工場へ運び、燃料や堆肥化などとして売却されているそうです。瑞穂市は富有柿の産地でもあり、農家からの選定枝の持込みが多いのかとも思いましたが、

瑞穂市の担当者の方いわく、ほぼ家庭の庭木の剪定枝であるとのことでした。

さて、北方町の近郊には選定枝などのバイオマス資源を受け入れ堆肥化などを行う企業が幾つありますが、その一つの会社に伺ったところ、1キログラム当たり14円で受け入れているとのことでした。同じく、運搬費用についても8トン車で8,000円ということですので運搬費は1キログラム1円程度であると考えられます。

瑞穂市の美来の森では、受入れのための回収ヤードがあり、その面積は約60平米程度となっていました。瑞穂市の場合は、チップ工場への委託費が高いため市民から費用を徴収していますが、チップ化を行わずに処分を行うスキームであれば、町民からの費用負担はなくても選定枝を資源として集めることが可能だと考えます。瑞穂市が年間220トンであるならば、北方町は年間70から80トン程度は回収されるものと思います。一般家庭ごみとして焼却されるものが資源化されることで、41円キログラム当たり、引く14円キログラム当たり、引く1円キログラム当たりで、キログラム当たり26円の費用削減が可能であり、町全体では200万円程度のコスト削減が見込めます。

御質問いたします。

家庭、果樹園から発生する選定枝の回収を町として取り組んではいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） それでは、家庭、果樹園から発生する選定枝の回収について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、瑞穂市では選定枝は可燃ごみとしての処分のほかに、過去からの経緯も踏まえ、現在も選定枝の回収を実施しております。

北方町においては、選定枝は可燃ごみ袋に入れて可燃ごみとして処分する、または西濃環境整備組合に御自身で持ち込んでいただき有料で処分してもらうこととなっております。

北方町内から排出される選定枝の具体的な量は調査しておりませんが、現状において、選定枝の処分に関し大きな課題があるとは認識しておりません。また、新たな処分スキームの確立に当たっては、法的手続とともに将来的な排出量や費用負担など正しく分析した上で検討すべきものであり、加えてその効果が持続されることが確実になければなりません。

現在の北方町の情勢を鑑みますと、選定枝の回収を町が行う必要性は感じられないことから、取り組むことは考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 回答ありがとうございます。

ゼロ回答というか、全然やる気がないということの御回答だと思うんですが、これも総合計画に書かれている計画のものではありませんので、降って湧いたというふうにお考えになれるのかなあと思うんですけれども、ただ私の家の前もごみの集積所になっているので、いろんな方がごみを持ってこられているのをよく見ます。それから、質問の中でもお話ししましたがけれども、

いろんな方とお話しする中で、ごみの費用負担というものをやっぱり何とか、庶民の感覚としてちょっとでも減らしたい、へずりたいと、そういうお気持ちの方が大変多いございます。

その気持ちに少しでも沿っていただけるような方向性を少し御検討いただく機会にしていただけないかなあというふうに思っております。

選定枝は、それこそ太いものであれば例えば薪ストーブとマッチングさせるであるとか、もっと資源として使っていく方法があるかと思うんですが、非常にコストとしてもメリットが私はあるように思っていますので、この場で今の御回答の中では検討しないということではございましたけれども、ぜひ検討していただきたいとお願いをさせていただいて、私からの質問とさせていただきたいと思います。回答は結構です。ぜひ御検討のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目に参りたいと思います。

バスケットボールを生かしたまちづくりについてでございます。

令和6年度は、U12カテゴリーにおいて、バスケットボールスポーツ少年団（男子）が23年ぶりに県大会を制し全国大会に出場しました。また、U15カテゴリーでは、クラブチームであるKITAGATA STEALが県大会準優勝し全国大会へ出場しました。さらに、U18カテゴリーでは、岐阜農林高校女子バスケットボール部が県大会3位となり全国大会へ出場しました。

3つのカテゴリーで人口2万人に満たない小さな町から全国大会へ出場するチームが同時に出るなどということは、大変すばらしい快挙であると考えます。ひとえに指導に当たられた監督、コーチ、保護者の皆様の御努力に敬意を表したいと思います。

町の魅力は、歴史や文化、にぎわいといったものでつくられるものですが、スポーツもその一つになり得るものだと考えます。農林高校の演劇部が全国大会で最優秀賞を受賞した際には、広報「きたがた」で全面特集を行ったり、町内で公演を行ったり、我が町できらりと光る活動をさらに光を当てる取組を行うことで町の魅力向上につなげてきました。

バスケットボールそのものも2016年よりプロリーグであるBリーグがスタートし、岐阜にも岐阜スーパースが2017年よりB3リーグ所属チームとして活動しています。東京オリンピックでの女子銀メダルなど、近年大変注目を集めているスポーツの一つでございます。

御質問いたします。

3チームの全国大会出場の報告を、町民にどのように告知いたしましたか。

バスケットボール振興のために、スリー・バイ・スリーコートの設置などの検討を行ってはいかがでしょうか。

岐阜スーパースと岐阜連携都市圏との連携協定の内容はどのようなものか、以上3点、お聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 北中教育総務課長。

○教育総務課長（北中龍一君） それでは、バスケットボールを生かしたまちづくりに関する御質問について、お答えをいたします。

1点目、3チームの全国大会出場の報告についてです。

バスケットボールスポーツ少年団の全国ミニバスケ大会出場については、令和7年5月号広報「きたがた」20ページの「まちのわだい」のコーナーで町長を表敬訪問された記事を、KITAGATA STEALについては、令和7年2月号広報、12ページの「まちのわだい」で町長を表敬訪問された記事を掲載し、その活躍を町民に広く周知したところでございます。岐阜農林高校については、県立高校の部活動ということで、特に町民向けにはお知らせはしていません。

2点目、バスケットボール振興のためにスリー・オン・スリーコートを設置を検討してはどうかということですが、現状、各学園の体育館やアルテックアリーナといった体育施設があり、これらを練習のための施設として活用いただいております。

町で把握できるバスケットボールの競技人口は、スポーツ少年団が団員49人中北方町民が15人、北方学園クラブ部員、部員が48人で、うちジュニアクラブにも所属する人が43人、KITAGATA STEALが28人中町民8人、社会体育の登録団体では2団体で24人と規模がそれほど大きくはなく、御質問の施設が果たして町民全体の利益にかなうかどうかについては慎重な検討が必要です。

そのため、町でこれ以上施設を増やす考えはありません。

3点目、岐阜スーパーストの岐阜連携都市圏の連携協定はどのようなものかについてです。

岐阜スーパーストの連携項目は全部で6つあります。1つ目は、職員に対する観戦チケットの販売促進、2つ目は、職員に対するチームウェアの販売促進、3つ目は、新成人への試合観戦ペアチケットの配付、4つ目は、岐阜スーパーストが作成する広告物の小・中学校への配付、5つ目は、岐阜スーパーストが作成する入学祝い用クリアファイルの小学校への配付、6つ目は、岐阜スーパーストが作成する広告物の公共施設への掲示、配架です。

北方町では、6項目全てにおいて取組を実施しているところでございます。また、過ぐる3月8日には、無料で観戦できるホームタウンデーということで令和7年3月号広報に記事を掲載し、広く集客に努めたところでございます。バスケットボールに造詣が深い議員のことですから、もちろん当日は会場で熱い声援を送っていただけたものと確信しています。

今後も、町ができる範囲で岐阜スーパーストを支援してまいりますので、議員におかれましても試合に足をお運びいただき、岐阜スーパーストの活動を下支えいただくことをお願いして、私の答弁を終わります。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 御答弁ありがとうございます。

まず告知の件なんですけれども、北方町内でよく懸垂幕を、北方町内ではございませんね。いろんな自治体で全国大会に出場したチームがあったりすると懸垂幕を掲げて、その団体の活動を広く町民、市民の方に知らしめるということの取組がなされているやに思います。

北方町内で懸垂幕を上げるような場所があるのかないのか。もしあるとしたら、特にスポーツ少年団は町が補助している団体でもありますし、ぜひ告知されるようなことがあったらよかったのではないかなあというふうに思っております。そこについて、まずお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、スリー・バイ・スリーコートの設置の件なんですけれども、もちろんスポ

ーツ少年団に所属している方たち、それから部員が何人ということの数字は私も承知しておりますけれども、それ以上に今町内3つの公園に小学生用の高さのバスケットゴールがあります。このゴールの下に行っていただくと、雨の日だともうびたびたになるくらいえぐれているんですね。なので、私の息子もそうですけれども、バスケットボールを所属してやっているかどうかに関わらず、遊びの延長として楽しみの一つとしてバスケットゴールを使って遊んでいたたり楽しんでいたりする機会をよく目にします。

これはスリー・パイ・スリーコートができれば私は一番いいと思っているんですけれども、施設を増やすつもりはないというお考えということですが、例えば3つあるゴールポストのうち1つを中学生年代以上、要はシニア年代が活動できる高さのものにさせていただくとか、現状あるものをちょっと改変していただいたりすることでバスケットボールをやられる方の人口を広く広げていくことにつながるのではないかなあというようなことを思っておりますので、ぜひそんなことも御検討いただけないかなあというふうに思っています。

それから、スーパースとの連携協定の件なんですけれども、これは岐阜連携都市圏と全く同じ内容でやっていらっしゃるということでお話いただきました。これはとても素晴らしいことではあるんですけれども、私の感覚としましては、北方町、やっぱりバスケットボールをもっと売り出していいんじゃないかなあというふうに思っています。売り出すその中身の一つとして、岐阜連携都市圏と一緒にしているのではなくて、もう一つプラスアルファで何か増やしていくようなことができるのではないかなあというふうに思っております、例えば学校授業の中にスーパースの選手に来ていただいて授業の中に取り入れたものをやっていただくであるとか、スリー・パイ・スリーコートのようなものができれば、そこに来ていただいて実演されたり競技していただいたりといったようなことがあろうかと思うんですが、連携都市圏のメニューと同じものをするということにプラスして上乗せ、横出しでスーパースと広くバスケットボール、北方町で普及促進していくための機会をつくっていただいたらどうかなあというふうなことを思ってお聞きさせていただいております。

以上、3点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 北中教育総務課長。

○教育総務課長（北中龍一君） それでは、今の再質問の内容についてお答えをいたします。

のぼりなんかを掲げて、その出場について周知をしてはどうかというお尋ねでありましたが、実はアルテックアリーナときらりのほうで、このような形で、ちょっと小さくて見づらくて申し訳ないんですけれども、全国大会出場お祝いということでのぼりの懸垂幕を作りまして表示をさせていただいております。きらりのほうでは、かなり大きなガラス面がありますので、いつもそういうところで、こういうことについてはお知らせはしているというような現状がございます。ちょっと答弁の中では抜けておりましたけれども、既にやっているということでございます。

それから、別途懸垂幕を作られる場合であれば、庁舎のすぐ東側にも懸垂幕を掲示する場所がございますので、そういうところでの掲示は可能というふうに考えます。

2点目の公園のゴール改修についてでございますが、今後、都市環境課とも話をしながら、こういうものが町民にとって有益かということについては検討をしてみたいと思います。

3点目、岐阜スүүプスへの支援ということでございますが、今年度、町からも些少ではありますが補助金を出して支援しているところでございます。

それから、選手の活用ということでお話がございましたが、これは既に岐阜スүүプスのほうからお話ございまして、今年度検討するという事になっております。そちらのほうの事業なんかを活用しながら、町民向けに何かできることがないかなということは教育委員会としても考えてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 確認と質問ということで、懸垂幕で掲示できる場所はあるけれども今回はやらなかったということで、今後、もし全国大会2回目、3回目と出場されることがあるのであれば、ぜひ懸垂幕も使って、アルテックアリーナで横断幕を掲示されたらと、ガラス面に貼られたということについては私も承知しておりますが、ぜひ懸垂幕も使って広く町民の方に活躍を知らしめていただけるといいなあと思っております。

その件、もし次回以降、出られるということであれば、どのような対応をなさるのかということについて、最後質問させていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 北中教育課長。

○教育総務課長（北中龍一君） 大変喜ばしい出来事ではあるんですけれども、現在、これに関してその費用を見ているわけではないので、なかなかすぐにやれということについては難しいのかなと。今後、こういうことに対して、やっぱり町を挙げて知らせていくというふうにすべきというふうであれば、そのための予算も計上して当初予算としてきちっと見込んで、そのように対処していきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） ありがとうございます。

23年ぶりということだったと思うので、なかなか予算づけをされることも難しかったのかなあというようなことでは承知しておりますが、1回あることは2回目があるかもしれませんので、ぜひ次年度以降、対策、対応できるような措置をしていただければと思います。

スүүプスとの人的交流というか、そういったものもされるということでございますので、ぜひ底辺人口を広げるための取組として、北方町でも広くやっていただけるとありがたいなあと存じます。

最後ですね、3番目のまちづくり活動助成の見直しについてもお伺いしたいと思います。

令和7年度もまちづくり活動助成が公募され、選考の結果4団体への助成が決定されました。

私自身も10年ほど前、親子の農業体験イベントや学習支援事業などで助成をいただいたことがあり、大変お世話になった事業でございます。

平成9年からスタートした事業であると承知していますが、平成27年度以前の資料が分からず

過去10年ほどの内容に関して議論していければと思います。

最も助成団体数が多かったのは平成28年で、15団体ありました。最も少なかったのは令和3年、4年、5年でそれぞれ2団体でございます。平成27年から令和7年まで、11年継続して助成を受けている団体が1件、10年連続して助成を受けている団体が1件、以下、6年が1件、5年が2件と続きます。

令和7年3月に策定された第八次総合計画においては、まちづくり活動助成については助成団体の年数以内の自立を目指して行っていく必要がありますとあり、K P Iとしてまちづくり活動団体の自立件数を令和14年度に2件としています。

北方町のまちづくり活動助成の特徴は、助成期間を区切っていないことと助成額が事業費の10分の10助成されることです。

岐阜県の県民生活課のホームページでは、県内自治体の市民活動・まちづくり活動助成に関する一覧が上がっており、ほぼ全ての自治体で何らかの助成制度を持っています。近隣自治体、同様規模の自治体には話を伺いましたが、事業費が10分の10で30万円を上限、助成期間の縛りなしといった制度は、他市町と比べても、よく言えば使いやすい、悪く言えば緩い制度設計となっているようです。一般的には、1事業当たり3年が助成期限となるものが多く、また団体設立間もない団体に5から10万円程度で10分の10補助を行い、20万円を超えるような助成の場合は、2分の1から3分の2の範囲内で助成する仕組みとしているところが多くあるようです。

山県市は、長年同じ団体が同様の助成内容で申請しているケースがあったことから、令和6年度より、同一団体の補助の交付回数を3回に制限するよう制度を改めたとのこと。同じ活動を継続して行うことに助成を継続して出すことの価値判断は、それぞれの自治体で異なっていると思います。北方町はそれをよしとしたという過去の判断に異議を唱えるつもりはありません。ただ、審査過程があるとはいえ、同じ自治体内の団体に助成が継続して行われることに対して、自治体はより慎重であるべきだと思います。多くの自治体が年限を区切っていることは、その問題に対して自覚的であるからだとは私は考えます。

北方町のまちづくり活動助成においても審査は行われていますが、構成は、教育長、総務危機管理課長、総務教育常任委員長による審査となっています。外部有識者扱いとして議員が入っているわけですが、議員は公職選挙法によって選挙区内の人に寄附を行うことを禁じられています。審査そのものは寄附ではありませんが、仮にその議員を支援される方が申請団体の代表もしくは所属しているとしたら、極めてグレーな状況になりかねません。

御質問いたします。

総合計画で書かれた助成団体の年数以内の自立をどのように実現する予定か。

継続する事業については、補助額を事業費の2分の1とするといった制度設計の見直しが必要なのではないか。

審査員に議員が入っていることについての町の見解について、以上3点お聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） それでは、まちづくり活動助成に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の助成団体の自立についてでございますが、まずもってこの助成制度の目的は、住民主体の創意と工夫にあふれた自主的なまちづくり活動を積極的に支援するということであります。ですから、まずは活動に取り組んでいただくこと、そして活動を継続していただくことが大切なことでありまして、その上で町の助成に頼らず自立していただくことが理想ということでもあります。

このことを踏まえまして、2点目の制度の見直しということでございますが、これは既に平成30年度より、4年目以降の活動団体の方については、通常の審査の内容に加えてまして、評価項目に関する自己評価をしていただきまして提出していただくこととしております。

この自己評価では、事業内容のさらなる充実、ブラッシュアップや自主財源の確保、また継続性ということで新規メンバーの確保などについても確認をさせていただいております。また、その内容によっては助成金額を減額することもあり得るというふうにお伝えをしておるところでございます。

最後に、3点目の審査会に議員代表が入っているという件でございますが、これは質問の真意をお図りしかねるんですが、一般的に予算案をお認めいただいた議員さんに、その議決された予算が適切に執行されるよう審議会あるいは協議会にて直接御意見をいただくこと、そういったことは大変意義あることだと考えます。むしろ議会としては参加を望まれるべきことではないかというふうにも思います。

なお、まちづくり活動以外にも、計画審議会ですとかふれあいまつり実行委員会など、議会代表の委員さんは全て議会から推薦された方をお願いをしておりますので、その点も御理解をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 御答弁ありがとうございます。

まずは活動されることを目的としていると。活動していただくことを目的としている。これは穏当なことであると思いますし、それについての評価として、それから平成30年より団体として活動を充実していくと、そういうようなことが書かれているということでございますが、まちづくり活動助成の申請の一覧表もちょっと職員の方に頑張って作っていただいて、拝見したんですが、継続していらっしゃる団体の事業活動内容を見る限り、全く同じ内容が書かれていることが多くて、多少の文言の違いはあるのかもしれないんですが、少なくともいただいた資料からではそういったところが見受けられませんでした。

もちろんその審査の過程の中で、私は審査には関わっていませんので分かりませんが、あったということであれば、それはそれとして適切なことだったんだろうと思いますけれども、少なくとも外形的に見えるものとして、継続して同じことをしているようにしか見えませんでした。そこについては、どのようにお考えになったのか。実際に充実されているというふうにお考

えなのか、あまり変わっていないというふうにお考えなのかの御見解もいただければと思います。

継続する事業の補助額の件なんですけれども、もちろんそれぞれの団体で充実していきますよということの方向性を審査項目に入れているということでございますが、例えば北方町には文化協会とか文化財保護協会とか、そういった同じくまちづくり活動に取り組んでいる団体がございます。この団体に関しましては、この団体も補助をもらっているわけですが、補助要項の中で事業額の2分の1を補助しますというふうなことでの交付要綱に規定というか要項の定めがございます。

例えば、文化協会、平成9年につくられたものですかね。第3条、補助金の額は補助対象事業に要する経費の2分の1以内の額とするということですね。それから、文化財保護協会に関しては、これ昭和57年のものなんですけれども、補助金の額は予算の範囲内で補助対象事業に要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではないということなんです。北方町のまちづくり活動助成交付要綱（平成9年）は、助成金の額は交付対象事業に要する経費の10分の10以内の額とするということで、ちょっとバランスが悪いんじゃないかなあというふうな印象として思っています。団体が活動して、継続して活動されていくこと、まちづくり活動に取り組んでいただくこと、これはとても大事なことですし必要なことです。

3年で区切って、もう出しませんよという方法を幾つかの自治体でも取っていますので、それは一つの方法であろうかと思いますが、継続してやっていかれるということが北方町の目的であるということ、それはそれでありだと思うんです。ただ、ほかの町内で活動している団体の実態と照らし合わせて、10年も同じ活動を継続してやってくださっている、まちづくり活動に取り組んでくださっている団体と、例えば文化財保護協会であったり文化協会であったりと同じようにまちづくりのために頑張っていると思うんですね。

例えば、文化財保護協会もしくは文化協会、そういった団体を10分の10にしますと、そういう方向性もあろうかと思いますが、まちづくり活動助成の団体、継続される場合は2分の1を上限とするといったようなこと、何というか、公平性というかそのバランスというか、そういったようなものを考えると、10分の10を今のように今までどおり、審査項目は上げられていますよ、増やしていますよということは承知しましたけれども、ちょっとバランスが悪いんじゃないかなあというようなことを思います。

それから、審査員の議員が入っていることですが、もちろん我々議員として認めた予算がどのように執行されているかということについて評価すること、これはとても私ども議員としても大事なことだと思いますが、審査員として入っていることは、例えば、あつてはならないことですし、今までの審査の過程を見ている限りでそんなことはないと思いますが、例えば、これは私の例としてお話しします。私が総務教育常任委員長になったとして、審査会に出ました。出てきた申請書類の中に、例えば私がよく知っている、私をよく応援してくださっている方が例えば30万円の助成金を出してきました。私であれば、ちょっと心が揺れます。揺れてしまいます。それはもちろん職責にのっとって間違いのない手続きを取りたいなあというふうに思いますけれども、そ

ういう可能性があるような制度を残しておくということについては、先ほど課長がおっしゃった幾つかの事例がございましたけれども、議員が実行委員会に入っているとか、そういったようなものの事例もいただきましたけど、計画審議会とかの入っているということでもいただきましたけれども、より生々しいんですよ。お金を扱う助成金の団体がここに申請書として出している。例えば、その申請書の代表者が後援会長だったらどうなるのか。今までそういう事例はなかったように思います。例えば、北方町の議員さんが提出している政治活動収支報告書に記載されている例えば会計責任者の方と助成団体の代表の方が一致しているとか、そういったことは少なくとも10年ぐらいの間ではなかったように思いますので、今までこの制度は真っ当にやられてきたということについては異論はございません。間違いなく適正に行われてきたと思いますけれども、仕組みとしてそういうものが残っているということについては、やはり慎重であるべきだと思うし、見直しをどこかでかけるべきではないかなあというふうに思っております。

以上、2点お話し申し上げましたけれども、御回答いただければと思います。

〔「2つでしたっけ、3つやね」の声あり〕

○4番（石井伸弘君） 2つ……。

1つは、助成団体の2分の1助成額について、文化協会、文化財保護協会といったような継続して活動している団体も2分の1であるのに、まちづくり活動助成については10分の10というところについて、やはりちょっとバランスが悪いのではないかというのが1点目。

それから2点目は、審査会委員に議員が入っているということについての是非について、見直しが要るのではないかということについてでございます。

〔「回数の話はいいんですか」の声あり〕

○4番（石井伸弘君） 1つ目の。

これについてはいろんなお考えあると思いますので、結構です。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） 議長、ただいまの石井議員の質問につきまして、基本的な部分を確認させていただきたいので、反問権の行使を許可願えますでしょうか。

○議長（井野勝巳君） ただいま反問権の行使の要求について、許可をいたします。

○政策財政課長（浅野浩一君） 石井議員、すみません。1点だけ、簡単なことですが御確認をお願いします。

説明というか答弁させていただきましたとおり、事務局としましてはまちづくり活動助成において最も大切なものは活動内容そのものということで、回数はあくまで副次的なものという考え方なんですけど、この考え方自体にどうも石井議員は反対されておるような、そういうような内容の答弁に聞こえるわけなんですけれども、この点だけ答弁する前に確認させてください。

端的に言うと、回数よりも内容が重要だと我々は思っておるわけなんですけれども、石井議員は内容よりも回数が重要だよというふうにおっしゃられておるようですが、その点だけ確認させてください。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 回数よりも内容が重要であるということですよね。それについては異論はありません。回数を制限しろと言っているつもりはありません。回数を制限するのではなくて、ですから10分の10を続けることについて疑義があるというふうにお考えいただければと思います。そんな御回答でよろしいですか。

○議長（井野勝巳君） 浅野財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） 御回答ありがとうございます。

このまちづくり活動助成に関する基本的な部分ですね。やはり内容が大事だということは事務局側と同じお考えをお持ちだということで、ありがとうございます。

では、その前提で先ほどの再質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。

まず団体によってその助成内容が変わるというような点でしたけれども、これに関しましては、やはりそれぞれの要綱に基づいて助成をしております。

○議長（井野勝巳君） まだ反問……。

○政策財政課長（浅野浩一君） 反問を終わりますと言ったほうがいいですか。すみません。反問を終わります。

続けて答弁してよろしいですか。

○議長（井野勝巳君） そうしてください。

○政策財政課長（浅野浩一君） ごめんなさい。

1点目の御質問ですけれども、そのもともとの要綱に基づいて助成をしております。その中で、ある意味融通が利かないといえますか、こちらは2分の1を上限にとかいう上限がありますけれども、これはそもそもそれぞれの要綱を作ったときの条件設定によるという部分がございます。その中で、ちょっと例外的な言い方になるかもしれませんが、例えば文化財保護協会の皆さんでも、その文化財保護協会の活動のほかにグループをつくって、このまちづくり活動の助成を利用されたというような例もございます。そうすると、当然上限が縛りがない助成活動ができるというような形がございますので、そういった方法ですね。

制度自体を変えるかということは、今のところ考えておりませんが、そういった活動ができるのではないかというのが一つの答えであると思います。

もう一つ、議会代表の委員さんの件なんですけれども、これは正直、我々事務局のほうとしては、このような審議会なりに議員代表の方をお願いしますということで推薦をいただきたいというふうにお願いして、それに対してお応えをいただいておりますという件ですので、議員御心配の件につきましては、これは逆に町のほうが、こういう疑義があるというのは大変おこがましいお話でございまして、その辺りはその辺の諸事情を踏まえまして議会のほうでも、例えば委員を出せないよということであれば、もう我々も仕方がないですし、例えば委員長さんをお願いしますとか、そのような充て職でお願いするということでもありませんもので、そのような運用の仕方の中でお願いができればと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○４番（石井伸弘君） ありがとうございます。

要綱に従っているんだということでございますが、私としては、要綱見直しを考えていただきたいということだったので、もちろん文化財保護協会が２分の１のプラスとしてこの助成活動を使うということが可能だということ、それはそれで結構なんですけれども、私としてはやっぱりバランスの取り方として要綱の見直しが要るのではないかという意味での質問でございました。

現状で要綱の見直しについて、検討されるつもりがあるかないかだけお聞かせください。

それから、議員の審議会の件ですけれども、これは恐らく議会として、全員協議会なのか議会改革なのか分かりませんが、その中でもむべきことであるということでボールをいただいたというふうに理解してもよろしいのかということの２点、確認だけお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 浅野財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） まず１点目の要綱の件でございますけれども、やはりこの場で一からげで要綱見直しというと、それぞれ要綱ができたいきさつですとか、そのときの条件とか、いろいろなものがございますので、この場で１つ線引きして変えたいというようなことはちょっと致しかねるというようなことでお願いしたいと思います。

また、議会代表の委員さんの件につきましては、議員さんおっしゃられるとおり議会のほうで御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○４番（石井伸弘君） 踏み込んだ御回答いただきまして……。

○議長（井野勝巳君） 石井君、最後ですよ。

○４番（石井伸弘君） 失礼しました。質問ではありません。御回答いただきましてありがとうございました。私からの質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（井野勝巳君） 再開いたします。

次に、杉本真由美君。

○６番（杉本真由美君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い大きく３点について一般質問をいたします。

まず１点目であります。避難所の環境改善についてであります。

政府は、昨年12月に避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れ、それまでトイレは50人に対して１基だったものを20人に１基と明記しました。さらに、トイレの比率を男性用と女性用を１対３とするよう推奨し、入浴施設も50人に１つとの基準を示しました。また、避難所内の１人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートル（畳２畳分）とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指すとしています。

指針では、このほか温かい食事を提供できるよう地域内でキッチンカーを手配するなどの取組事例が紹介をされております。

避難所の運営指針で明記されましたスフィア基準についての現状と、今後の取組についてお尋ねをいたします。

まず1点目といたしまして、避難所におけるトイレの基準はスフィア基準を満たすように取り組まれていますか。

2点目、避難所での温かい食事の提供について、どのような対応をお考えでしょうか。

3点目、避難所1人当たりのスペースは、スフィア基準に基づきスペースの確保に向け取り組まれていますでしょうか。

まず3点についてお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田 潤君） それでは、議員御質問の避難所の環境改善について、お答えいたします。

1点目のトイレ基準につきまして、町では現在、南海トラフ巨大地震が発生した際の想定避難者数を1,200人としています。

トイレの備蓄状況として、マンホール型の簡易トイレ12基、ダンボール型の簡易トイレ50基、おまる型の簡易トイレ10基、ラップ式トイレ2基を保有しています。この状況では避難者に対するトイレ数は16.2人に1基となっており、基数としてはスフィア基準を満たしておりますが、その使用回数に対する凝固剤が不足しています。まず2日分の確保をするため、今年度から来年度にかけて購入していく予定です。

また、民間企業との災害時防災協定も締結しており、仮設トイレの確保にも努めております。

2点目の温かい食事の提供につきましては、令和5年に岐阜県が一般社団法人岐阜県調理師連合会と災害時における炊き出し支援に関する協定を締結しており、災害時に避難所等を設置した市町村より要請があった場合、市町村が保有する調達可能な食材または調理器具を活用した炊き出しの実施等、温かい食事が提供できるよう調理師を派遣してもらえるようになっております。

近年の災害における課題として、栄養バランスの取れた適切な食事の提供や単調なメニューの改善、温かい食事の提供等が上げられ、その必要性が求められているところです。

このような課題を解決するため、他市町村の事例を研究し、対応について検討を行っているところであります。

3点目の避難所の1人当たりのスペースは、現在の計画ではその面積を3.3平方メートルとして算出しており、スフィア基準の最低3.5平方メートル以上を満たしていないことが実情でございます。

基準を満たした場合の避難所の収容人数は約6,500人と400人ほど減少しますが、南海トラフ巨大地震が発生した際の想定避難者数の1,200人は確保できている状態です。

今後は、さらなる避難所環境の向上に努めてまいります。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございました。

まず1点目についてであります。南海トラフ地震の発生時に想定避難者数を1,200人と想定しておりました。トイレ基準においては、基数については16.2ということで満たしておりますが、まずは2日分の凝固剤などを確保するというふうに答えていただきました。

しかしながら、災害発生時などの避難者生活が長引く場合もございます。1人、1日トイレの回数を平均して5回と想定いたしますと、避難者生活が長引くと凝固剤などの備蓄もすぐなくなると思っております。また相当な量が必要ではないかと思いますが、今後の備蓄に関する購入の予定などをお聞かせいただきたいと思います。

また、2点目についてであります。温かい食事の提供について、岐阜県の支援ということで、令和5年から調理師を派遣する支援が始まっているということで伺いました。また、それを活用されるということでございましたが、食材や機材というのはやはり自治体が準備のことということでありますので、被害状況にもよりますが、他の自治体におきますと給食センターを活用して炊き出しをされるということも聞いております。

北方町においては、被害状況にもよりますが給食センターを活用しての炊き出しは可能なのでしょうか。この2点について、お尋ねをいたします。

○議長（井野勝巳君） 山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田 潤君） まず凝固剤等の備蓄の具体的な計画ということでございますけれども、現時点では来年度までの予定ということでございますけれども、これはそこで打ち切りということではございません。引き続き、避難所環境の向上に努める備蓄について検討を進め、より多くの備蓄ができるようなものにしていきたいというふうに思っております。

それから、議員のお話にありました給食センターでございますけれども、当然こちらは活用が可能だとは思っておりますけれども、現在の計画にはその位置づけがされておきませんので、その辺が計画に位置づけられるかどうかも含めて今後検討したいと思います。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございました。

じゃあ進めていただきたいと思います。今回のスフィア基準については、ほかに水の確保や入浴施設等についても大変に重要となるということを言っておられます。

岐阜県のガイドラインに基づき、また今後改定されると思われますので、また避難所生活のストレスを少しでも軽減できるような避難所の環境改善に努めていただきたいと思います。

続きまして、4点目となります令和6年1月の能登半島地震について、福祉避難所となる予定でありました施設の職員の被災、施設の損壊などにより多くの福祉避難所が開設に至らず、また予定どおり開設された福祉避難所においても福祉用具の備蓄がなく支援に苦慮するなど、福祉避難所の機能不全が問題となったそうです。また一方で、車椅子、歩行器、歩行補助杖などの福祉用具については、国のガイドラインにおいて市町村で備蓄すべきものとされておりますが、県内

の市町村において実際に備蓄している団体が少ないそうであります。

そこで、本町の福祉用具の備蓄の状況をお尋ねいたします。

また、県の今年度新規事業にあります近年頻発する災害への備えとして、福祉避難所等の運営に必要な福祉用具の購入経費を助成する補助金が創設されました。現状で購入予定でありましたら、福祉用具購入に福祉避難所等福祉用具整備事業費補助金を活用してはどうでしょうか。

町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（井野勝巳君） 山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田 潤君） それでは、福祉避難所の備蓄状況についてお答えいたします。

当町の福祉避難所における福祉用具の備蓄状況は、車椅子25台、歩行器14台、歩行補助杖3本でございます。

福祉用具の整備状況について明確な指標はないものの、福祉避難所の確保・運営ガイドラインの物資・機材例や他市町村の事例を参考にして、必要な用具等について、御質問にありました補助金を活用して今後購入してまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。

現在、その備蓄用品の状況を教えていただきましたが、それが足りるかどうかちょっと分かりませんが、先日、岐阜県の今年度の新規事業についてお伺いをする機会がございました。岐阜県においては、今年度6月末の申込みでまだ予算の枠があるということをお伺いいたしましたので、このような質問をさせていただきました。

令和7年から9年までの3年間の時限的制度とのことであります。また、福祉用具については、また来年度に向けて購入を検討していただくということでございましたので、ぜひとも環境改善にこれからも努めていただきたいと思います。

それでは、2点目について質問をさせていただきます。

災害時協力井戸登録制度の推進についてであります。

地震など断水が続いた際に生活用水として無償で提供される井戸、能登半島地震を機に代替水源として災害時の非常用水の需要が高まっており、昨年、初の実態調査が実施され、必要性を感じている自治体は54%でありました。また、登録などの取組をしている自治体は32%にとどまっております。

国は、民間の井戸を災害用に登録する際の手順や水質の目安などの指針を作成し、3月に全国の自治体に周知しております。

昨年の3月議会において、災害時、水の供給がままならなくなる場合を想定し、生活水の確保のため、家庭での井戸水を提供してくださる災害時協力井戸の登録制度を提案させていただきました。

企業や個人所有の井戸を地域住民の生活用水として提供していただくことは大変有用で、まずは町内企業へ協力から始めるとのお答えをいただきました。登録制度を創設され、町内企業や個

人宅へホームページや広報で登録募集をされておられますが、まず1点目といたしまして、登録の状況についていかがでしょうか。

また、井戸からくみ上げるには電動ポンプでくみ上げているところがほとんどではないかと思えます。停電時にも、くみ上げできるような対応を要望いたしました。自治体によっては、登録された井戸について、手動ポンプの設置費用や井戸の電動ポンプに使用するための発電機の購入費用の助成、井戸を新たに設置する予定の方やポンプが故障して水が出ない井戸を持っている方への井戸ポンプ設置費用の助成、登録をしていただいた方に奨励金を交付するなど災害時協力井戸の登録を推進しております。

そこで、2点目といたしまして、災害時協力井戸設置の補助金創設のお考えをお尋ねいたします。

○議長（井野勝巳君） 山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田 潤君） 災害時協力井戸登録制度の推進について、お答えいたします。

町では、災害時協力井戸登録制度を令和6年9月から運用を開始しており、現在までに3件の井戸が登録されております。

災害時協力井戸は、災害時における生活用水の確保という点において有効であることから、今後も登録件数を増やしていけるようホームページや広報での周知により、町内で井戸を所有している町民、企業に対して御協力をお願いし、生活用水の確保に努めてまいります。

2点目の補助金創設につきましては、まずは災害時協力井戸登録制度の有効性の周知を図り、登録件数を増やしていくことを優先して行なってまいります。

補助金制度新設については、現時点では考えておりませんが、今後の登録数の推移や補助制度の有効性などを勘案し検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。

現時点でまだ3件ということで、なかなか登録してくださる方が少ないように思います。

先日、登録してくださっているお宅を訪問させていただきました。そこのおうちは屋外に井戸があり、停電時にも対応できるように電動、手動、また併用のくみ上げ方式でありました。また、井戸ポンプのくみ上げも体験をさせていただきました。やはりなかなか3件から登録していただける方が増えないということに、何かあるのかなと思います。

また、井戸水の提供というのはやはり善意によるものでございますので、強制ではございません。なぜ手を挙げてくださる方が少ないのかということについて、どのようなお考えがございましょうか、お尋ねをいたします。

○議長（井野勝巳君） 山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田 潤君） なかなか具体的な個別の事例については回答が難しいところでございます。自宅の井戸を、災害時ではあるものの自由に使われることへの抵抗がもしかしたらあるのかもしれないです。ですので、今のところは企業を中心に1件1件主立ったところを回

っているところでございますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） 分かりました。今の3件というのは、個人のお宅の登録数でございますので、またこれから企業の方にも協力をいただけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3点目についてであります。

誰もが集える多世代交流拠点の拡大についてであります。

近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、人々のライフスタイルの多様化などの背景に、人と人との相互のつながりが希薄化し地域社会で支え合う力が弱くなっているように思われます。また、孤独や孤立、虐待、ひきこもりの増加など、地域の福祉課題の多様化し、複数の課題を抱えている家庭もあり、対応の専門性や即効性が求められております。

このような多岐にわたる地域の課題を解決していくために、自助、互助、共助、公助が連携し全ての人が支え合い安心して暮らせる地域社会の実現が必要と思われます。

北方町においては、令和3年3月「ふれあい、生きがい、助け合い」をコンセプトとし多くの出会いやつながりが生まれ、様々な助け合い、支え合いの和が大きくなることを願い、いつでもつながれる地域住民による活動拠点として、みんなのお家が円鏡寺公園にオープンいたしました。また令和5年4月には、ふれあい健康センター芝原ふれあいのお家も開設され、カフェ、おやこふれあい広場、eスポーツ、子ども食堂、ラジオ体操など、子供から高齢者まで多世代が集える交流拠点となっていることと思います。

そこで、まず1点目についてです。

みんなのお家、芝原ふれあいのお家の利用者の状況はいかがでしょうか。

また2点目といたしまして、現在交流拠点になっている地域は、みんなのお家は中心部に、芝原ふれあいのお家は北部に常設されています。

南部の地域の方から、参加したいが遠くて行けない。また、ボランティア活動をしてみたいとお声もいただいております。身近に参加できる、活動できる多世代交流拠点を南部にも拡大できないでしょうか。北方町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（井野勝巳君） 衣斐福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（衣斐武宜君） 誰もが集える多世代交流拠点に関する御質問について、お答えします。

1点目の利用者の状況について、お答えします。

令和6年度における状況は、みんなのお家は利用者が延べ5,403名で、主な利用は、おうちカフェあ・うんや子ども食堂です。次に、ふれあいのお家は利用者が延べ5,718名で、主な利用はふれあいカフェやeスポーツ、娯楽室の利用となっています。

また、運営については、みんなのお家は社会福祉協議会が、ふれあいのお家は福祉子ども課が行っており、それぞれの組織に所属する生活支援コーディネーターや地域の方々と協力しながら

様々な事業を行っており、多くの方に参加していただいております。

2点目の多世代交流拠点の南部への拡大についてです。

1点目の答えの中でもお話しさせていただきましたが、現在運用している拠点については地域の方々が主体となって行っている事業がほとんどであります。地域の方々が主体となって事業を考え運営していただくことで初めて継続して行っていける事業が生まれているものだと考えており、まずはその理解を深めていくことが肝要であると思われま。

そうした足がかりとして、まず6月号の広報「きたがた」で御案内をさせていただきましたが、南部地域でふれあいのお家でも行っているeスポーツを活用したイベントを行う予定です。まずは町主催の事業を行い、地域の方々に参加していただき、こうした事業を理解していただくことを目指します。

その取組の中でボランティアの希望者を募っていきたいと考えており、地域の方々の機運が高まれば拠点の整備を行う検討を進めていきたいと考えております。

このように、交流拠点事業について南部地域においても進めてまいります。地域住民が主体となつてつくり上げていく事業でありますので、今後、議員各位においてもお力添えをいただきますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） 御答弁ありがとうございます。

みんなのお家、ふれあいのお家の利用状況を伺いました。ありがとうございます。やはり地域の方が主体となつて活発に活動されて、また運営されているということをお伺いしました。

私も、たまにですがカフェとか、先日はeスポーツも体験させていただきました。やはり私も子ども食堂においては立ち上げから参加させていただいております。ボランティアには本当に学園の子供たち、また親子で参加していただいたりとか、高齢の方まで多世代の方々が本当に活発に活動して運営されております。また今月、6月からでございますが、第2日曜日も子ども食堂をオープンいたしました。これは子供のボランティアメンバーが中心となつてメニューを決め、また最初のお米をといで炊飯、また野菜とか具材をカットしていため調理をして、大先輩に教わりながら調理担当をしております。またゲームなどの遊びをしながら、3時間、4時間程度でございますが、ゆっくりとした時間を子供たちが過ごしている、またはっきりとした居場所となっております。

また、今回南部地域においてもeスポーツを活用したイベントを行うということでございました。早い段階で募集人数も達し、皆さんが楽しみにしていることと思います。

このイベントを第一歩としまして、また身近に参加できる、活動できる多世代交流拠点がまた広がることを願ひまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

○議長（井野勝巳君） 再開いたします。

次に、安藤浩孝君。

○9番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきますと思います。

1番目は、北方町の農業政策ということになります。

農水省の調査2020年農業就業人口は136.3万人であったのに対し、2023年は116.4万人、3年間で20万人減少し、また49歳以下の農業従事者は2015年13.8万人だったのに対し、2020年には5.8万人減少の現在8万人、新規就農者は2023年が4万3,460人、前年比5.8%減となっています。

このように高齢化が進み、若い労働力が減り続けていることに比例して、農地の放棄、放置が増えています。日本の農業は、自作農の転換に伴って農地が細分化と分散、そのために生産効率が低く、時給は10円と一時やゆされました。最近では九十何円ということが、この前テレビでやっておりましたが、農業経営はいかに厳しいものかということになっています。今、気候変動や無意味な戦争などで世界的規模においての食料問題、食料安全保障については深く憂慮がされています。

他方、日本の総合食料受給率、供給熱量、カロリー換算でベースは今38%まで落ち込んでいまして、これらの背景にある要素の一番大きな理由が日本農業の衰退傾向であると言えます。この日本の農業を活性化し、生産効率を高めるために農地の集積、集約化と農地の確保によって農業経営の規模拡大を図り、農業新規参入促進を促す状況をつくるのが持続可能な農業の発展への道筋だと思っております。

そうした中、2014年、平成26年、意欲ある農家らに貸し出す農地中間管理機構（農地バンク）事業の推進に関する法律が施行され、はや10年、担い手の農地利用集積率は8割とする目標に向けて、国は農地バンク事業を進めています。

しかし、これら7年間の関連予算に関し、19%に当たる約238億円が借手不足などから集約が停滞し、不執行とされています。背景には、農地バンクの活動が思ったほど進まなかったことが浮き彫りにされています。担い手への農地集積率は2023年、60.4%にとどまり目標の80%との差異が生じています。

岐阜県では、令和5年で41.2%と示されています。

そこでお聞きします。

1点目、大規模経営を目指す農家や企業といった担い手への貸付け、本町での農地バンクの面積、そして農地利用集積率を、受け手、担い手、借受け希望面積と出して、貸付希望面積の需要供給バランスについてをお聞きいたします。1点目です。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） それでは、北方町農業政策についてお答えいたします。

1つ目の御質問についてですが、農地バンク面積につきましては20.8ヘクタール、農地集積率

につきましては68.8%となっております。

借受け希望面積及び貸付希望面積については、北方町内においては農地の中で貸付希望があった都度、担い手に借受けの可否を確認しているということで、おのこの面積について調査、把握はしておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今、農地バンク面積20.8ヘクタール、農地利用集積率が68.8%ということで、岐阜県が令和5年のデータであります41.2%ということになると、県内平均よりもこの集積率が高いというか、進んでおるというか、この政策については進んでおるのかなというところを思いました。

そこで、少しお聞きをしていきますが、北方農業振興地域整備計画が大幅に変更になりました。この中で、土地利用の方向について幾つかの目標値が、私も読みましたが、ありました、その目標値に達しておるのかどうかであります、まずざっくりで結構です。目標値に達しておるかということをお聞きします。

2点目に、農地中間管理事業を活用して、今貸手及び借手農家の掘り起こしの活動の取組はどういったことがされてきたのかということ、取組、これ2点目。

3点目、本町の集積促進計画の認可、昨年の令和6年度4月26日に高屋石末2丁目ほか13筆はじめ高屋地区など30筆近い農地が農地バンクに集積をされています。これは新たなものなのか、それとも全てが更新なのかどうかをお聞きします。

次に、集約された農地の配分、何か先ほどちょっと早口で言われたので、私ちょっと理解できなかったんですが、この農地に集約されたものの配分先や、それからまた配分、どのようにされているのかということ、この3点お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） まず1つ目の農業振興地域の整備計画に係る目的別面積につきましては、この計画に基づいて進めているということで御理解いただきたいと思います。

2つ目が、掘り起こしについて、今までしてきたことにつきましては、国の補助制度に併せて町独自の補助制度も設けて、できる限り農地中間管理機構に貸し付けいただくような施策を今まで取ってきておりました。

続いて、3つ目のそのお話しいただいた30筆ぐらいの形につきましては、ちょっとごめんなさい。我々のほうでその資料が確認できなかったんですけど、基本的には全部が全部新しいものではなく、基本的に更新するものと、あと期間が過ぎて更新するものと、耕作者が替わってひとつの更新、変更ですね、といったものを含めての形になると思っております。

あと集積、集約の方法につきましては、貸し付けたいという農地が出てきたときに、担い手の協議会のほうに諮らせていただいて、そちらでどなたが担当していただくかということを検討していただいた上で、その結果を受けて我々のほうで申請しております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今、最後で1点ちらっとお聞きしましたが、地権者が替わったときに更新、その都度名義が変わるということでいいんですか。

私、聞いておる中では、幾つも幾つもその方が最初に借りておって、その方がまた貸してみえるというような事例を直接聞きましたが、そんなことはないんですね。その都度更新せなあかんということですね。それ1点聞きます。あとほかにも。

それから、貸手、借手農家の掘り起こしの活動の中で、例えば、北方町、企業マインド農家の育成、例えば法人営農組合、経営規模の拡大というものがよその市町、結構進んでおるんですが、北方町はなぜこれ進まなかったんやろうか。どういったような障害、課題があったのかということをお聞きします。

それから、担い手の話等々出てきましたが、今担い手さんは何人ぐらいでやりになってみえるのかなと。

それから今、農地バンクの面積の中で、これ通告していませんので私、何平米ということは聞きません。大体、ざっくりで結構なんですけど、担い手さんがこの農地バンクを8割なのか9割なのか、ほぼほぼ10割なのか、そんな程度で結構ですので、どの程度担い手さんがこの農地バンク、中間管理機構のやつを利用しておられるのかということ、4点かな、お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） まず1つ目の御質問ですけど、地権者の方が変わるではなく、耕作者の方が変わるときのお話。

○9番（安藤浩孝君） 耕作者が変わったのを知らなかったとか、そういうことはない。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 基本的にそういうのはない。中間管理機構には、はい。

もう一つ、企業化ができなかったことにつきまして、基本的にやはり企業化というところになりますと大規模経営というところが一つの課題になってくるとかと思いますが、北方町におきまして、なかなかその筆をまとめ上げることというのが、担い手の方々としてやっていただきたいという部分と、御自身で耕作されるという方等々いろいろおまして、なかなかそのマッチングができないというところが一つの課題かなと思っております。

農地バンクの面積につきまして、担い手の方の面積ですけども、ざっくりですが、当然自作地もありますので、大体8割からはいつているというふうに御理解ください。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 担い手さんが何人ということをちょっとお聞きしていなかったもので、次ので答えてください、これは。何人ぐらいでやってみえる。

今御答弁いただきまして、本町の農地バンク、今お聞きして8割ぐらいが担い手さんが、いいですね8割で。農地バンクやよ。農地バンクの話やよ。

○都市環境課長（宮崎資啓君） バンクですね、失礼しました。

○9番（安藤浩孝君） 全部なの、農地バンク。10割。10割でいいんですか。いいですね。

今、農地バンクでお貸ししておるところが、全てが担い手さんが耕作をしておるというような

発言であったわけでありまして。となると、やってみえるのはほぼほぼ米麦が中心ということになっておるのではないかとということでありまして。

昨今、今年は大変米不足ということで米の価格が大変高騰しておりまして、今社会問題、今度の参議院選挙の大きな一つの争点にもなっておるんですが、そこで北方町、猫の額のような大変小さな耕作面積の中で、今までお米、先ほども時給10円農家とか、いろいろ言われましたが、今回ちょっとそういったようなことで追い風というか、そういった活性化がなるのではないかと思います。

そこで1点だけ、ここでお聞きしますが、先ほどのあれも答えてね、担い手さん、何人いうやつを。

1点お聞きしていきますが、2018年に減反政策が終わりましたね。安倍政権の中で。そのときに農家の戸別所得補償、これも同様に終了しています。その中で、今回も北方町の農振地区を見ますと、柱本白坪というんですか、それから曲路の3丁目、4丁目、池之頭1丁目ですね、かわせみ庵の東側、それから新しい施設の北側等々がまだ昨日の段階ではお米の作付がどうもないような私は来ました。ほとんどは田かきが今終わって、あそこだけがまだそうになっているんですが、こういうふうな国の政策がこういう形で、もう自由に経営者の判断として作付ができると私は思っていました、北方町はまだそういったところが結構あるんですが、これは町から何らかの指導なり、皆さん集まっていただいて調整するなり、そういったことがまだ続いておるのか、これ確認です。2点ね、担い手の人数と。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） まず担い手の数につきましては、農業振興地域内におきましては米麦の方が5名で、施設園芸の方が2名という形でやっております。

2つ目の御質問につきましては、町としてそういった指示をしているということではなく、そのエリアとして、北方町内の農業振興地域の中では3つのブロックに分けてブロックローテという形でそれぞれのルールでやっておりますので、その形。

○9番（安藤浩孝君） 町は関与していないということね。調整していないということやね。

○都市環境課長（宮崎資啓君） そうしますと、あと営農活動協議会のほうでルール決めということとをされているので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） これで3回終わりましたので。

○9番（安藤浩孝君） すみませんが、今のお話を聞いておると、町は一切関知はしていないと。営農作付してみえる人の話合いでもって、今年はここをちょっと休みましょね、ここはやりましょねと、そういうことでいいですね。一切関わっていないという判断ですね。はい、分かりました。

それでは次、2つ目をしたいなと思っています。

2つ目の質問は、本町の土地利用の86%が市街化区域ですが、南東部の農振地域、農用地にはまだまだたくさんの土地が残っておるわけでありまして、専業兼業農家が減少して、20年前は

200戸ほどある農家が今は130戸ほどということで、後継者不足となり持続可能な農業の模索が喫緊の課題でなかろうかと思っています。

そこでお聞きますが、農家の高齢化と若手新規就農者支援、今後の農業振興地域についての方針をお聞きます。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） それでは、2つ目の質問についてお答えいたします。

先ほどもちょっとお答えさせていただいたんですけれども、現在、農業振興地域内の担い手の方は7名で、うち2名が施設園芸、5名の方が米麦を耕作されております。この米麦5名のうち、1名の方は令和4年9月から新規就農された30代の方でございます。

そのような中、今ある農地を農地として維持すべく、10年後の状況を地図化した地域計画を昨年度末に作成いたしました。その地域計画に基づき、引き続き農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積を図るとともに、担い手と調整しながら農地の集約化も図っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 再三話しますが、今7名見えて、米麦が5名とトマトとイチゴで2名ということであろうかと思っています。

それで、私も田んぼで田かきをやったり、いろいろ耕作してみえる人をお見受けするんですが、ほぼほぼ大体お一人が大きく広くやっておられて、ほかの方が耕作してみえる姿というのはあんまり見ないというような私の実情です。私も田んぼのすぐ前に事務所があるので時々見ますが、ほとんど1人の方がやっておみえになるんですが、この成り手不足で運営が今なかなか担い手も置かれている状況は大変厳しいものだと思います。

その中で、この農地バンクの拡大してきた農地、将来、北方町のこういった土地がどうなるのかということは大変私も正直言って不安になります。ひょっとしたら、私生きておるのかどうか分かりませんが、10年後には本当にあの広大な土地が大きくぺんぺん草がいっぱい生えて、もう何も、放棄地、耕作をどなたもされんというような姿はやっぱりちょっと大変つらいと思うんですが、その辺りどうですか。今後これもうちょっと広く皆さんにやっていただけるようなことをせんと、やっぱりやってみえる方もそれなりの年齢を取ってみえるので、その辺が物すごく不安に思っています。

それからもう一点、若手の新規就農支援であります。当エリアには今言ったイチゴとトマトで、特にイチゴの場合はエリア外で加工販売している、ある意味6次産業化をしてみえる方も見えます。ここ数年ちょっと振り返ってみると、新規の若手就農家や施設園芸を希望する方が、進出が全く今見当たらないんですが、この辺りは担当課として、北方もこういった土地があるんで、いつまでも米麦じゃなしにこういった施設園芸、小さな土地でも効率のいい農業をやれるんだよというような営業とか、そういったことはしておられるのかどうかということですね。

これ農振の地域整備計画にしっかり目標を書いていますので、その辺りはどうされておるのか

ということを1点お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） まず農地を今後どのようにしていくのかというような御質問になるかと思います。

まず新しく就農された方の意向等も含めて、いろいろまたつながりも含めて、新しく若手の方が、どなたかやっただけでないか探すとともに、また隣の岐阜市の農家の方ともいろいろお話をさせていただきながら今後の検討をさせていただきたいと思っています。

そしてもう一つ、施設園芸の新規の営業等については、具体的に何かしておるということではないんですけれども、県の新規就農に関する会議等へ行かせていただきまして、他市町のやり方等、また県との情報交換等をやらせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 担い手農家の直面する高齢化問題、それから若い新規就農家について今御答弁をいただいたんですが、海津市にある岐阜県の就農センター、これはトマトの施設園芸を学んで経営をしていこうという人への支援をする施設であります。

今年度、令和7年度、研修者の中に北方町に在住の方がお一人おられますが、当然これは接触してお話をされておるものと思いますが、その辺りどういう経緯になっておるかお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） そちらの方につきまして、把握はさせていただいておりますが、県のほうからそういった方がいるということを通知いただいただけで、それ以上の情報がなかなか我々のところには来ておりませんので。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 聞いてみえるのね。聞いてみえるにもかかわらず、県のほうから一方的な情報を聞いているだけで全然行動を起こしていないじゃないですか。

これはしっかり八次総から農業政策にうたってあるんで、情報が入っているならば当人と1回お会いして、どうやね、北方町でトマトづくりされませんか。せっかく今トマトを作ってみえる人も見えるし、イチゴの人も見えるので、あそこをそういった農業団地にしたい気持ちがあるのでどうでしょうかと、それはこちらからあそこへ行って話ししてこなあかんですよ。せっかくこれ北方町の人でしょう。今、北方町の人で町外でやってみえる方はいっぱい見えますよ。筋曲に1人見えるし、柱本1人、それから高屋の新しい清流団地、あそこでも今大規模に糸貫でやってみえる人も見えるんですよ。皆さん話を聞くと、北方からそういうようなアプローチもないし、本当に北方って土地があるんやろうかと。それで僕いろいろ聞いた、中間管理機構やバンクに。これ駄目ですよ。これ担当課として。情報を聞いているだけで動いていない。これはどうなんですか。私もびっくりしました。

これ総合戦略やら、それにもしっかり書いてあるじゃないですか。目標を持ってやるといって。ひょっとしたら待ってみえるかも分かんですよ、ひょっとしたら。うちやったらこういった便宜やれますから、ぜひ北方でやってくださいよと。これ絵に描いた餅になりますよ、これ。ちょっとがっかりというかショックというか、えっということなんで、御答弁あればお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） そちらの方につきまして、就農されるという、就農センターのほうに行かれているということである程度の既に農地の確保の見込みがあるのかどうかというところをまだ確認が取れていないというだけですので、その畝についてどうするかということは、当然我々としても県を通じて動かしていただきたいということはしていくつもりではありますので、よろしくお願いします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君、3度目になりますので。

○9番（安藤浩孝君） 2回目ですのもう終わります、これは。

それでは次、3問目に行きます。

6次産業化は2010年12月に農林水産省から公布された六次産業化・地産地消法により整備がされ、1次が生産、2次が加工、3次が販売、これを一体で行う事業者の計画を総合化事業計画として認定し、事業者が様々な支援を受けておるものであります。

そこでお聞きますが、本町のアグリ新産業エリアにおいての6次産業化及び地産地消の推進事業についての現状と見通しについてお聞きます。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） それでは、3つ目の御質問についてお答えいたします。

地域再生計画では、付加価値の高い農産物への転換や農産物の消費拡大を図るための広域交流拠点エリアでの販売、飲食の提供、また新たな商品開発など6次産業化の促進によって農業振興を図ることとしております。

これまでに関係機関と連携協定を締結し、新品種の米の研究栽培の着手や、トマトやイチゴといった施設園芸の新規就農が進められてきました。しかしながら、コロナ禍等の影響により座談会の開催も限定され、6次産業化への意見交換会や検討ができないまま現在に至っている状況であります。

一方で、広域交流拠点の中心となるイオンタウンの開業にめどがついたところから、今後は個別ヒアリングや座談会等を通じて農業者の声の把握に努めるとともに、販売網の拡大や商品開発などについて改めて意見交換を図り、6次産業化の方向性を模索してまいりたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） このエリアについて、全般的なお話を今していただいたんですが、もう少しちょっと議論していきたいなと思っています。

まず1点確認したいんですが、北方農業振興地域整備計画書、令和4年の計画変更がされまし

た。その中で、少し読みますが、それによると農業振興エリアにはアグリ新産業、6次産業化、農商工連携、地産地消エリアを設定し、体験農園や農家レストラン、植物加工工場、植物工場など農業振興に資する施設の立地を検討する。また、このアグリ新産業による高収益産地強化を目指すため、農業者を含め他産業の関係者を交えて農業振興協議会を開催し、具体的な戦略構想を策定すると言われています。

そこでお聞きしますが、この戦略構想の策定の中でこれなんですね、総合戦略、これ2期。本当はこれ2期、今年で、もう1年本当はあったんですね。7年度までだったと思うんですが、それが今回第3期に変わって1年ちょっと切られましたが、一応7年まであったということなんですね。

その中で、大きな政策として、具体的な施策で6次産業化及び地産地消の推進事業、これ販売所を設けるのどうのこうのというのがありました。それから経営体の育成支援事業、これは令和6年まで目標値が一応2人になっていますね。それから産地ブランドづくり、これ座談会の開催ということになっていますが、これらについて今現況、私お聞きしたい。どこまで話をやっておるか。それから、また座談会から次の新しい新たなステップ、展望が見えてきたのかどうかということをやっとどうなっているのか。この辺全然聞いていないので、ちょっと道中、課程をお聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 今現状におきまして、座談会等につきましては、まず開催のほうはさせていただいておるんですが、商品開発等のところじゃなく、まず地域計画等の作成においてどのようにしていくかということを確認させていただいたものでありまして、今後改めて座談会等で検討させていただきたいと思っております。

あと工場等の見通し等につきましても、こちらにつきましては検討させていただくという中でその用地の候補地の選定とか、また地権者との調整などいろいろ出てきます。また相手先が来る来ないということもありますので、引き続きこちらにつきましても検討していきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 座談会も含めて一応活動しておられるということなんですが、農業振興協議会、これ設けられましたが、その後稼働しているんですか、これ。聞きます、それ。農業振興協議会。

それから2020年、令和4年9月の一般質問の中で、課長ですね。宮崎課長です、当時も。これ座談会も昨今のコロナ禍により2年間開催ができませんでしたと、ここについてはこの座談会を再開して農業者の把握をしたいというようなことを書いています。商品開発も。これもう終結して数年たっていますが、まだこれ始まっていないんじゃないですか。どうも僕、お聞きした中では、いやそれは1回も何もないよという話を施設園芸の方から聞いたんですが、これおやりになってみえるんですか、ここを聞きます。

それからもう一点、これも議事録から読ませていただきますと、2022年の9月に、前回のときもなかなか体现できることができなかった。休眠状態であったということから、この農業振興エリアについては完成する姿が見れなかった。その理由の原因としては、やはり農業振興、6次産業化について広域交流拠点との連携というのがかなり大きなウエートを占めると考えていますと。商品の販売ですとか、また飲食の提供といったようなこと、またそこで新たな新商品を開発ということになりますと、そこに开店されている企業との連携というものもやっぱり大きいかなと思っています。それについては、広域交流拠点の完成が少し遅れていることが影響であります。来年度には全面オープン、ですからこれ2022年ですから、この当時は多分令和5年度にオープンするだろうということでこういう発言されたんですが、また農業者の方との座談会、また意見交換会、意思疎通といったものをはっきりさせて取り組んでまいりたい。積極的に進めていくことについては間違いありませんというような力強い発言をこれ2022年9月にしてみえるんですが、アグリエリア、6次産業化、広域交流拠点、これとどうリンクしてコラボさせて食、農、健康、これの3つの大きなコンセプトをどう展開していくかというのが一番の大きな目標であったはずです。

それで、広域交流拠点、今見えてきましたね。私も毎日散歩していますが、先週ようやく鉄骨、建屋が建ちました、一部。これからどんどん建って形が現してくると思います。大変楽しみにしておるところであります、もう今年中の全面オープンなんですが、その中で今こういった6次産業化の含めて、このエリアにおいて連携がどう見ても僕進んでおらんとするんやわ。何か話合いか、企業側とあったのかどうかも含めて、もうこれ8か月、7か月ぐらいですよ、これオープンまで。多分2月かそこらでしょう。その辺、大丈夫なんですかね、これ。もう時間切れといっているぐらいじゃないですか。まだ何も進んでいないんだもん、ここの話合いは。その辺りちょっと御答弁お願いします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 1つ目の御質問、農業振興協議会、こちらのほうにつきましては、現在まだ設置のほうはしておりません。というのは、3つ目の御質問にも関わってくるかと思うんですけれども、広域交流拠点の開業に併せて、当然そこで農産物の販売をしていただく、また地産地消ではないですけれども、作物をテナント、飲食店用に納めていただいて、その材料として使っていただくというようなこともお話としてはさせていただいておるんですけれども、まだその企業自体が確定しておるわけではないので、協議会のほうもまだ設立には至っておりません。

2つ目の施設園芸の座談会の開催につきましては、確かにおっしゃるとおりまだ開催しておりません。いろいろと、1つ提案として、一番最初にさせていただいたのが、まず本当に全くできていなかった。前回の答弁させていただいたときに。なので、もう一度改めてその振興地域の中で担い手の方、皆さん集まっていただく。米麦、施設園芸問わず集まっていただいて、どういう方向性を持っていかうかということ一度話をさせていただきたいというふうになっておったんですけれど、ちょっと都合が合わずになかなか開催できなくてという施設園芸の方が、それで座

談会ができていないという状況でございます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） もう3回目は質問しませんが、いずれにしても第七次、第八次総合計画、それから第二期、第三期の総合戦略、農業振興整備計画などの町の方針がしっかり示されていますので、これはやっぱりしっかり履行してもらわないかんと思います。もしそういったことがなかなか向こうの都合でできんということになれば、一回やっぱりこれは総括するなり何らかしていかないと、これまでずるずる何もなかったよねということでは困りますので、アルビスさんも、名前を言ってしまいましたけど、あそこはやっぱり地域の農業の方がコーナーを作ってやってみえるので、何らかの形で目に見えることを地域とやっていかないと、何やったんやなということになるので、ぜひともこれから時間ないと思いますが、しっかりその辺を取り組んでやっていただきたいなということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、2つ目の質問にさせていただきたいと思います。

町民対話集会の話でございます。

先月、町民と行政が直接話し合う恒例の町民対話集会が開催をされました。私は、5月17日土曜日夜7時開催に出席をしました。

この町民対話集会は、不確かなところではありますが、たしか室戸町政の実質2年目にスタートしたのではないかと記憶をしております、重ねること今回で十六、七回の開催となったのではないかと考えています。

町民と膝詰めで話し合い、それらを町政に生かして進めていく町民に寄り添う町政を感じました。先人の未来に向けたまちづくりによって、町の住み心地ランキング5年連続県下ナンバーワン、民間住宅賃貸会社の調査とはいえ、多くの人から住むに値する町と認知をしていただいたことは、町民の一人として大変私はうれしく誇りに思っております。

今年度、町民の皆さんに継続して行う事業、また新たなまちづくり事業がこの対話集会で示されました。これは住むに値する町への裏打ちは無論のこと、未来に向けての幸福への施策であろうと私は考えます。子供の医療費の18歳までの拡大、带状疱疹の接種助成、高齢者ごみ出し支援、一般型一時預かり事業など、町民へ丁寧に寄り添う支援事業の充実、高く評価するものであります。

今後も持続可能な北方町の未来にしっかりと向き合っていきたいというふうに望んでおります。

ただこの対話集会において、少し気になったことが1つ、2つありましたのでお聞きをしたいと思います。

まず1点目、5月17日土曜日開催の町民対話集会の出席者、主催者発表で62人と言われました。町民の数は、大体私もお顔が存じておる顔であったので、町民の参加は少なかったように見受けられました。ここ10年ほどの傾向ではありますが、かつての熱い対話集会を知る者としては、内申じくじたる思いがあります。その辺り、町長の所感と今後の取組についてをお聞きいたします。

1 回目、終わります。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 町民対話集会の御質問ということではございますけれども、偶然といえますか、議会初日に所感ということで、私御挨拶の中で述べさせていただきました。そのときの挨拶の中身とほぼ同じ回答になるかと思うんですけれども、同じ思いでございます。

ただ私は開催をすることに意義がありますし、当然町の方針として念頭にいろんな施策、新規の施策ですとか、こういったことを町民の方々にお知らせするいい機会だと思っておりますので、これは初日にも申し上げましたけれども、1人も来なくてもやるべきだと、そういうふうに思っております。ただ1人も来ないと士気が下がりますので、やはりある程度は来ていただきたいなというのは本音でありますから、ただこれを無理やり来ていただくとか、動員するとか、そういうことまでするべきではない。やはり気のある方に来ていただいて、町にいろんな意見を言っていたり、要望であるとか、今回はお褒めの言葉もいただいたわけでもありますけれども、そういった形の中で実際に町民の方と直接対話できるいい機会だと思っておりますので、確かにかつては、室戸さんがやられたときは、最初のころは140名ぐらいで、多分160とか150ぐらいが続いていて、それで9か所、多いときは10か所ですか、やられた記憶があるんですけれども、残念ながら私は参加をしておりませんので、どういったその中で議論がされたからちょっと分かりませんが、これも私の記憶の中では10か所、各自治会ごとに動員をされて、それで300名、300超えたんですかね。そんなような人数でやられたと思っております。

私も最初のときに170名くらいだったので、出前講座をやりたいですと。ですから、ぜひ自治会長の皆さん、また議員の皆さん、地域で開催を、要望があればやりますのでぜひ言ってくださいということでやらせていただいたのは柱本が1か所だけで、残念ながら8名ほどしかお見えにならなかったということで、その次の年は1か所も要望がなかったと。今の現在の3か所に至っているということですが、何とか多くの方に来ていただきたいなという思いはありますけれども、一生懸命今広報等々でまた啓発をしているんですけれども、なかなか来ていただけないというのが本音です。

いい案があったらぜひ御教授をいただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 町長の御答弁、所感も含めてお話ししていただいたんですが、なるほどそのとおりやと思っています。1人になっても、これは続けてやるべきだと思いますし、せっかくああいった分かりやすい予算書ができておって、これが配られること自体でもやっぱり大きな意味があるので、当日会場に来れなくても家で、こんな予算を今年は設けたんだよね、ちょっと子供のことを手当、こんなのあるんだよねと、それだけでも効果があると思うんですが、そこでちょっただけ言わせてもらおうと字が小さ過ぎる。僕、読めん、眼鏡がなかったら。かつてのやつを調べたらむちゃくちゃ字が大きい。今日持ってこなかったんだけど、十何年前から見たら本当に分かりやすい。今回すごく字が小さいで、お年寄りの方、見るのはちょっとしんどいと思う。

もうちょっとこれ家でも見るにしても、ちょっと加減してもらえたらいいなあというふうに思っています。

そこで、もう少し議論を深めていきたいなと思っていますが、私、6月の第1週であります、名古屋の今池に40人ぐらい入ればもういっぱい小さな小さな映画館、シアターがあります。そこに行ってきました。その映画は「能登デモクラシー」という、こういうドキュメンタリーの映画です。石川県テレビのディレクターがずうっとここを追った映画です。1時間半か2時間ぐらいの映画です。

この映画は、民主主義の崩壊と希望を描いたもので、マイナーな本当にインディーズなドキュメンタリーの映画であります。舞台は石川県能登半島、過疎化が止まらずコンパクトシティを推進する小さな町。カメラは、利益誘導型、当然人が出ていくから、当然人が来ていただくような施設、当然それありだと思いますが、そういった政策の中でなれ合いとか情性、忖度がはびこって、議論はほとんどなし、議案は通るということで、二代表制の役場と町議会にスポットを当てた映画で、大変正直言って、えっ、えっというようなところがありました。

そこを元中学校教師、退職された中学校の教師が手書きの新聞を2020年2月から、町の未来に警鐘を鳴らし続けている姿が、映像が続きました。その中で2024年1月1日、能登半島の地震が起きました。この町も亡くなった方が、何町ということはあえて今日は名前を言いませんが、亡くなった方も相当おられて、そのときに、このままでは町はなくなる。町民が声を寄せ、届け、耳を傾け、事によって民主主義の変化の芽吹きが町や議会にも伝播をして、地震から立ち直り、絶望から希望へ、町民たちがみんな少なからず町政に関心を持ち参加するようになったというドキュメンタリーの映画でした。最初は、もう本当に住民、一部の人たちしか動いていなかったんですけど、こういったような大きな災害があったので、これで一つにまとまったということはあると思います。この災害がなかったら、従来のおりかなという気もしましたが、そんな中で私もそれを見てきて、1人の町民として、また議会に籍を置く者として大変深く考えさせられました。

そこでお聞きしますが、最初、私、枕で言った過去と比べると熱い対話集会をやっていないのではないかというような表現をいたしました。私も最初からずっとこれ出ています。町長は出られなかったということを正直にお話しされましたが、私はずっと出ています。

その対話集会のスタートは、町民も行政もこの対話集会の在り方、参加などを手探りでこれ始まったんだと思います。何のことやよう分からずに。膝詰めで対等に向き合うことで、ピュアというか神聖というか、そういったことで町民みんながまちづくりに参加できるのかなと、そういった喜びがこの対話集会という舞台の中で住民参加の民主主義というか、そういったものが醸成されてきたように思います。それから政策審議会、それからプロポーザルですね、庁舎の。それから庁舎の使い道をつくることのワイガヤ会議など、たくさんの方が参加をしていったということでもあります。そういった中、そういった住民参加型がちよっと減ってきた中で、この対話集会も、世間も一緒なんですけど、どんどん減少したのではないかなと思っています。

それで私は、この対話集会だけが限ったことではないと思います。町民にとって一番身近な選挙である昨年の町長選挙、それから一昨年の町議会選挙、これも何とか40%を辛うじて保ったということで、1万5,000人の有権者の中で9,000人の方が棄権をされておるんやね。つまり、私たちも町長もみんなそうなんです、多くの方の信任というか負託というか、それは受けていないことは事実なんやね。有権者はそれだけしかなかった。それは中には、いやお任せしているからいいよという人もお見えになると、それはあると思いますけど、多くの方はやはり議会と町でいろんなことをやればいいがねという方が多かったのではないかなあとと思っています。

それで、私は行政だけの責任じゃなしに議会も当然これは発信力がなかったことだし、かつては我々も、町長も一緒にやられましたが、対話集会というか、我々が出前して本当に膝詰めで話すということもいつの間にかなくなってしまったということも事実やわね。これも参加者がどんどん減ってきた。これは我々の発信が弱かったと、これは言えると思います。世間はいろんな流れで変わってきたんだけど、それもやっぱり大きいと思います。

そういう形で住民参加の民主主義のまちづくり、取組、町長、一緒にまたやりせんか、これ。みんなが参加できるような気持ちになるような、それは何か分かりません。それは考えないかなと思うんですが、それがやっぱり一番いいんじゃないかと私は思っていますが、その辺りについてどうでしょうか、お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） おっしゃられることもよく分かりますし、かつて一緒に議会報告ということで、議会基本条例の中で決めて3回ほどやったと思うんですけれども、1回目、2回目は私覚えておりますけれども動員をさせていただきました、自分で。で、発表のほうも自分でやらせていただきましたけれども、3回目辺りから、いわゆる先ほどお話ししましたけれども、動員してまでやることじゃないと。気のある方だけ来ていただければいいということで、3回目をやったときにはほとんど、私は役場担当やったですけど、多分3人ぐらい、2人かな、そんなことで、これはとてもやる気がないかなということでやめたという記憶があるんですけれども、人の関心を持たせるということの難しさというのは、何をやってもそうなんですけれども、結局は無関心。この無関心の方をどういうふうにこちらへ向けれるかというのは、やはりいろんな工夫をしなければいけないと思うんですけれども、言うはやすしで本当にこれは難しいことだと思っています。

ただ逆に言うと、町民の方に対して不満がないのかも分からないし、今のままだ満足しているから、選挙のときでもやれる人がやってくればいいと、そういう方も多いのかなと、そんなことも思いますが、おっしゃられるとおり住民参加型というのは言葉はやはりすごく聞こえがいいですけれども、今言った投票率4割ぎりぎりの町でございますから、やっぱり無関心の方をこちらに向かせるというのは相当な苦労が要るのかな、そう思っております。

ぜひそういういいアイデアがございましたら、一緒になって考えて住民参加型のまちづくりという中でこの町をつくっていききたいなと、これはかねがね思っておりますので、またそういった

ところもよく議論する中で進めていきたいと思いますので、ぜひいい御教授をお願いいたしたい
と思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） それでは、3点目は避難所の防災計画ですが、時間もあれですので、先ほ
ども杉本議員のほうから避難所の話等々が出ていましたので、これは割愛させていただいてよろ
しいですか。取り下げていいですか。議長、お許しは、一応通告はしていますが、重なった感じ
になりますので、これはもういいですか。ということで。

○議長（井野勝巳君） はい。

○9番（安藤浩孝君） なら町民対話集会はこれで終わります、最後の3点目の質問に行きたい
なと思っています。

それでは、交通政策についてお聞きをします。

先月の5月29日朝、高屋石杖1丁目天王川ふれあい橋西詰めの交差点道路で、西進する車と自
転車との交通事故をたまたま散歩中に、散歩の毎日のコースなのですが、目の前で遭遇をしまし
た。自転車の老人は救急車で病院に搬送されまして、事故の詳細はプライバシーのことござい
ますので控えたいと思いますが、この高屋通りは御承知でありますが岐阜市寺田の伊自良川竹橋
を渡ればショートカット、最短で岐阜市内へ行くことができ、また岐阜市側からも同様に瑞穂
市、北方町など旧本巣郡への利便性が高い道路となっており、朝夕の通勤は無論のこと、日常
的に交通量が多い道路となっています。

柱本通りも岐阜市曾我屋経由で岐阜市の特に北部、岐阜市の西部への大変使い勝手のいい道路
でなっております。この道路には天王川にかかる天王ふれあい橋、タベが池橋は今太鼓橋となっ
ていまして大変太鼓橋のサミット、頂上までのアプローチが本当に短くて、川の東詰め、西詰め
の交差点は見通しが大変悪く、道路を走行するとあっという間に今の東詰め、西詰めに達する
ということでありまして、横断する車は歩行者の発見が遅れれば、これは本当に大事故につな
がるのではないかと考えています。

そこでお聞きしますが、岐阜市内への連絡道路である高屋通り、柱本通り、天王ふれあい橋、
タベが池橋西詰め、東詰め辺りの交通安全対策の考えをお聞きします。これで終わります。

○議長（井野勝巳君） 山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田 潤君） それでは、交通安全対策についてお答えいたします。

天王ふれあい橋、タベが池橋付近は、岐阜市や瑞穂市への抜け道として利用され交通量が増加
しており、それに伴う交通事故の増加を危惧しているところでございます。

それぞれの交通事故発生状況を北方警察署に問い合わせたところ、天王ふれあい橋においては
今年の3月と4月に1件ずつ、計2件の交通事故が起きており、議員御指摘の事故まではちょっ
と把握できていないようでした。

町としましても、交通安全対策の必要性を感じております。そのため、天王ふれあい橋付近の
センターライン、外側線の引き直しと減速マークの新設を予定しております。

今後も交通事故を防ぐため、警察や近隣の事業所とも協力し、効果的な交通安全対策を検討していきます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 多分、危機管理課長として現場へ赴かれて、見てこられたというふうに思っています。

そこで、まずこれを押さえてからお話をしたいんですが、昨年1月から12月、北方町人身、これ警察が扱ったやつですよ。人身が40人、死者が1人、負傷者は48人です。ちょこちょこの当たりという、多分これの倍はあるだろうというふうに言われていますので、警察が扱っただけでは人身40、死者1、負傷48。

それで、よその市町とちょっと比較をしましたが、人口で割ると、本巢市から比べると負傷は1.7倍あります。瑞穂市、県下でも国道21号とかいろんな幹線が通っています。そこと比べても負傷者は1.3倍、大野町にとっては1.8倍、垂井町は4.3倍ということで、もう本当にあれだけの大きな垂井も国道が走っておって交通量も大変多い。その中で比べても北方町は4.3倍ですよ。岐阜市とほぼほぼ1.08倍ということになるので、岐阜市並みの人口比でいくとその程度あるということが、まずこれをちょっと押さえて、北方町には大変交通事故が多いんだよということなんです。そこで1つ聞きますが、この道路の制限速度、何キロでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田 潤君） 標識のない道路ということは認識しておりますが、その場合はたしか時速50か60のどちらかだったと思いますけれども……、すみません、私の記憶にはないのでお答えができないところでございます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 早速現場へ行っていただいたので、これ曾我屋から高屋までずっとこれ歩いてもらえば分かると思うやけど、これ標識ないんですよ。標識なければ60なんですよ。60なんですよ、標識がなければ。50とか、そういう曖昧な数字はない。60です。

となると、60となると、実際私も見てきましたけど、もう本当に70、80、ばんばんですよ。50ぐらいにしてちょうどいいぐらいですよ。

かつて清流通り、ここも制限速度標識がなかった。特にバローのほうまで全通したときになかったから、これ一般質問でやったんですけど、全くなかったからめちゃくちゃ走っていましたね、野口整形、高橋のところまで。それですぐ公安に、多分総務課のほうから話をさせていただいて、今ここは40キロですよ。ちょうど40キロでいいかげんのスピードが出ています、ここ。もう一時とんでもなく走っていた。特に役場の前、亡くなった方もお見えになるし、大けがされた方も結構見えるんですよ。

ですから、ここは全く速度制限がないので、これはもう標識を作るなり何らかのことをしていただかないと、これ本当に大きな事故になると思いますよ。特に今、橋の東詰め欄干、これ多分近くの人に聞いたら多分4月か5月の事故で欄干が落ちかかっている。今警察のキープアウトの

テープ、見られましたよね。あれがずうっとあの状態。これひよっとしたら保険の関係で話がついてないのかも分かりませんが、これはもしやった人が分かるんだから、もうこれは保険どうのこうのやなしに、早くやってもらわないかんですよ、あの欄干。もう落ちかかっていますよ、あれ。あれがやっぱり北方町の交通政策はこんなものかと思われると私も悔しいですよ。よそのまちの人から見たら。もう2か月ぐらいたって、もうふらふらの状態ですよ、あの角の交差点。ぜひこれお願いしたいなあと思っています。

そこで、交通量のことも多分、課長気がつかれたと思うんですが、大変多いという認識があったと思うんですが、私実は6月2日月曜日、それから6月6日金曜日、この2日間にわたって交通量を1回見てきました。

天王ふれあい橋、高屋通りですね。これ岐阜方面が352台、北方方面が163台、大体3倍ぐらいやっぱり岐阜へ行く。当然朝の通勤時間、7時40分から8時40分ですから。

それで、内訳として天王ふれあい橋詰め、いわゆる東詰め、西詰め、そこから高屋通りに入ってくる車が何と月曜日は91台、6月6日は102台、いわゆるあれを一通で走る車は当然多いんだけど、天王川をショートカットしてくるから、あの堤防沿いに入ってくる車が多いんです。だから今回もその事故ですよ。自転車の横断ですよ、あそこを。そこで当たっておると。不幸中の幸いで、大けがで済まれたんですけど、ですからこれだけ多いんですよ。自転車が月曜日71台、2日、6日が68台、歩行者が月曜日14人、金曜日、週末16人、もう多いんですよ。

だから、これが多いかどうかということなんですが、実は清流通り、柱本の高橋交差点でかつて僕も調べました。12月に521台、ちょうど開通したとき、それから1月17日、741台です。そこと比べたら大体89%の交通量です、ここ。皆さん、住宅がないんであまり関心がないかも知れませんが、もうびゅんびゅん走っていますよ。それだけの交通量があれば、やっぱり何らかの交通規制は私は必要だと思います。

あそこも多分、山田課長は見られたと思いますが、ミネラルウォーター、あの会社、あそこトラックが結構朝出ます。朝と夕方。トラックはやっぱり入るのに時間がかかりますよ、のろのろですから。多分、ひやっとしたことがあったんでしょう。今、大きな大きな看板ですね、トラック出入口注意という巨大な看板をつけています。皆さん、危機感を持ってみえるんで、何らかの標識を作るなりやればやっぱり抑止にはなると思うんですよ、皆さん。

ですから、朝僕も散歩をしていて気をつけているんですけど、右見て左見て、見るんですが、あまりにも走行が早いからあっという間に到達しちゃいます。だから、これは横断歩道ができるかできんか、それは難しいかも知れませんが、歩行者があるというような啓発のそういった標識なり何か看板、歩行者注意だとか、そういったことをやらないとこれ本当に大きな事故になりますよ。私も、数年前にドクターヘリが来たことがあるんですね。あの欄干から車が落ちちゃって、ごめんなさい。南学園にヘリコプターが来たんですよ。僕行ったら、消防車が水をまいていました、ほこりが立つ。そのぐらいの事故で、生きるか死ぬかの事故でした。ですから、スピードが出ているから大きな事故につながるの、速度制限の標識もそうですが、横断者注意とか

何らかのこれをちょっと早急にぜひやっていただきたいなあと思います。答弁をお願いします、最後の答弁。

○議長（井野勝巳君） 山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田 潤君） 町としましては、交通規制に関しては公安委員会の案件でございますので、その窓口であります警察署とよく協議しながら、どのような規制が効果的なのかということも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 以上で終わります。

○議長（井野勝巳君） これで一般質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。委員会審査等のため、明日17日から18日までの2日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明日17日から18日までの2日間を休会とすることに決定をいたしました。

第4日は、6月19日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午後0時09分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年6月16日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 古 野 裕美子

署 名 議 員 朝 日 智 哉